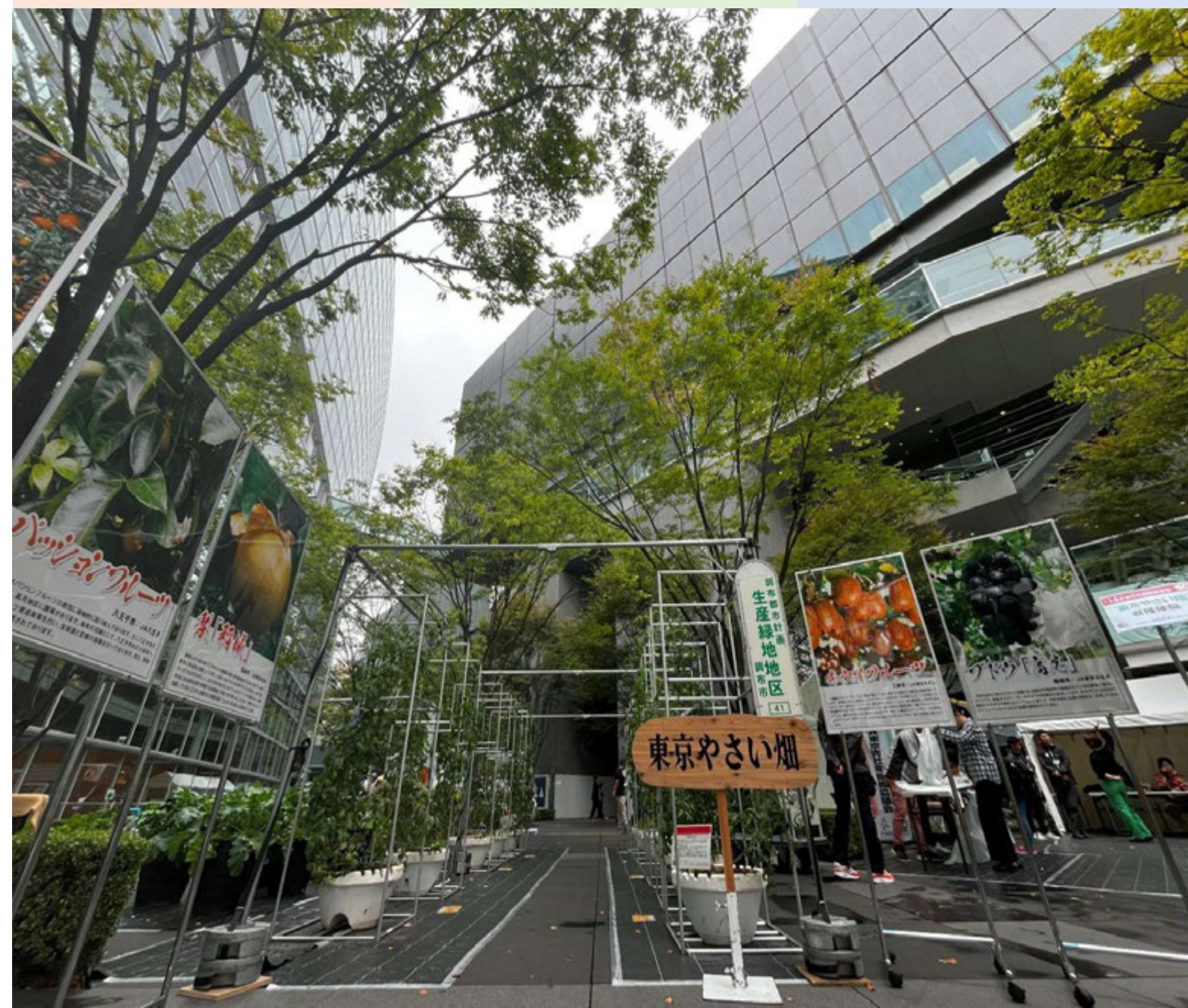


2026

JAPAN AGRICULTURE
東京
JA TOKYO YOUTH

ポリシーブック

J A 東京青壮年組織協議会



■はじめに

現在の東京農業は、都市および隣接地域だけでなく中山間地域や島嶼部に至るまで多種多様な環境の中で営まれ、様々な価値を都市と住民に提供し続けているが、その歴史は平坦なものではなかった。

昭和30年代後半から40年代にかけての都市部の人口増を背景として、政府は、市街化区域内的の農地の宅地化を推進してきた。

そのような状況の中、JA都青協はJA東京グループと連携し積極的な農政活動を展開。様々な課題に直面しながらも、営農活動を継続し、東京の農地を守ってきた。

平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地はついに、「宅地化すべきもの」から「身近にあるべきもの」へと大きくその位置づけを転換した。法整備においても新たな制度が措置され、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな前進となった。

このように、国や都そして国民から広く価値を認められた一方で、近年の資材燃料価格高騰分の農畜産物価格への転嫁が進まない等の経営面に係る問題が、次世代の担い手獲得の大きな足かせとなっている。

私たちは東京農業の担い手として、引き続き、新たな制度を活用した将来に繋がる取り組みを展開していく必要がある。さらに時代の変遷に伴い東京農業の社会的な重要性が増していく中で、都青協に求められる役割も多様化しつつある。

未来の子どもたちに東京農業を残していくため、今後、都青協はどのような活動を展開していくべきなのか。

私たちは、都青協のこれまでの取り組みを改めて見直し、活動の指針とすべく、ポリシーブックを作成している。

■ 基本方針

I. 組織活動に関する事項

- テーマ1 組織活動の活性化
- テーマ2 都民理解の醸成・社会的価値の向上

II. 営農活動に関する事項

- テーマ3 担い手の確保
- テーマ4 盟友の営農技術・知識の向上

III. 農政活動に関する事項

- テーマ5 都市農業振興施策の実現と制度改正に向けた運動の展開

IV. 具体的実施事項



■基本方針

東京の農業・農地は、農産物供給機能・防災機能・良好な景観の形成機能・環境保全機能・教育機能・農業理解の醸成機能など多面的機能を有しており、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開している。

市街化区域内農地においては、特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されたことにより農業者の選択の幅が広がり、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな追い風となっているものの、農地の減少を食い止めるには至っていない。

また、東京都内農地の約4割を占める市街化調整区域内農地では、意欲ある農業者により大面積を耕作しうる経営体が育ちつつある。しかしながら農地法改正による農地取得に係る下限面積要件の撤廃が意欲ある農業者の成長や地域計画策定の妨げになることが懸念されている。

都青協は、今後もＪＡ東京グループと一体となった農政活動を継続して行くとともに、東京農業の担い手として未来につながる取り組みを展開していく。

組織活動を見てみると、部員の高齢化・減少の対策が急務となっている。有意義な活動の展開および情報の発信をおこない、現役部員にＪＡ青年組織をより有意義な組織と覚えてもらう事で、新規部員の獲得に繋げる。

また、住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、行政や都民に都市農業の魅力を発信し、理解と協力を得ることが不可欠である。

営農活動に目を向けると農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保が課題となっている。また、農業経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得する必要がある。

さらに、持続可能な農業実現への一手として、経営環境改善のため価格転嫁および消費拡大を目指した活動を展開する必要がある。

農政活動においては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

これらの活動の実践にあたっては、ＪＡグループ内外の多様な組織との連携を重視していく。

以上の方針を踏まえ、我々は青壮年部盟友の一層の団結と連携のもと、組織強化に取り組むとともに、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化し、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。



I. 組織活動に関する事項

■テーマ1：組織活動の活性化

組織活動を見てみると、部員の高齢化・減少の対策が急務となっている。有意義な活動の展開および情報の発信をおこない、現役部員にJA青年組織をより有意義な組織と感じてもらう事で、新規部員の獲得に繋げる。

■目標

- ・有意義な活動の展開および情報の発信
- ・盟友や新規就農者等の盟友候補者への青壮年部活動の発信
- ・未加入組織の加入促進および新規盟友の獲得

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組1 有意義かつ大規模な講演会等を実施する
- 取組2 取組1の講演会等を多くの盟友に届ける
- 取組3 各地区青壮年組織の活動支援を行う
- 取組4 青壮年組織・盟友の取組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組5 中央会と連携し未加入組織の加入を促進する
- 取組6 他の農業団体や新規就農者や女性農業者との交流を強化する

■テーマ2：都民理解の醸成・社会的価値の向上

住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、都民に東京農業の理解促進とPRの機会を増やすことで、理解と協力を得ることが不可欠である。

■目標

- ・都民の東京農業の理解促進とPRの機会を増やす
- ・社会貢献活動へ積極的に取り組み、東京農業の価値の向上に繋げる

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組7 SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う
- 取組8 食支援活動（食を通じた応援活動）に取り組む
- 取組9 食農教育活動に取り組む

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組10 中央会と連携し、江戸東京野菜の普及に取り組む
- 取組11 中央会や東京都、青壮年関係組織が主催する都市農業PRイベント等に参加する

Ⅱ． 営農活動に関する事項

■テーマ3：担い手の確保

都市農地の減少を食い止めるために、農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保に取り組む必要がある。

■目標

- ・親の高齢化等による労働力不足への対応
- ・後継者が不在のため農地の維持が困難な経営体への対応
- ・農地法や相続税制などに対する盟友の理解促進

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

取組12 労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する

取組13 配偶者対策事業（婚活事業）を実施する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

取組14 相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供

■テーマ4：盟友の営農技術・知識・健康管理意識の向上

経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得することに加え、営農を継続できるよう農作業事故等への備えや自らの健康管理意識を高める必要がある。

■目標

- ・最新の営農技術を積極的に導入し、品質や生産性の向上を図る
- ・行政や関係団体、企業とのつながりの強化
- ・各種農業振興施策の活用促進
- ・農作業事故等への備えや健康管理意識の向上を図る

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

取組15 営農に関する情報をSNSや会議体を通して盟友に共有する

取組16 盟友の経営や取組事例等を共有する

取組17 農作業事故等への備えに必要なJ A 共済を含めた情報を共有する

取組18 健康管理に資する情報を共有する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

取組19 農水省・東京都等の各種農業振興施策の情報を共有する

取組20 都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む

取組21 東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む

取組22 各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る

Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

■テーマ5：都市農業振興施策の実現と制度改正に向けた運動の展開
活動の実践にあたっては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

■取組み方針

- 取組23 国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する
- 取組24 農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する
- 取組25 JA東京グループと連携した農政活動を展開する
- 取組26 農政活動の実施後、盟友に報告を実施する

■都青協から要望する事項

- （１）中東情勢等による生産資材高騰・供給不安への対応
- （２）都市農業の持続可能性を高めるための制度・税制の見直し

■令和9年度 JA東京グループ 農業政策・税制改正要望（国要望）

東京の農業・農地は、都民への農畜産物の供給をはじめ、都市の緑被率を支え、良好な都市環境を創出する貴重な存在であるとともに、食農教育、さらには地震等の災害時における住民の緊急避難場所としての多面的機能を有している。

しかしながら、東京都の農地減少率は47都道府県の中で最も高く、平成25年からの10年間で1,200ha（16％）が減少し、都市環境にも変化を与えている。このままでは50年を経たずに東京から農地が消滅するという危機的状況にある。

日本の食料事情が脆弱であり、食料の多くを海外に依存するなか、東京農業は輸入に頼らず地域内で農産物を即供給できる「食料安全保障のセーフティネット」としての役割も極めて大きい。

都市農業振興基本法の施行以降、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが大きく転換され、特定生産緑地制度の創設などにより一定の前進を見た。しかし、依然として相続を契機とした農地減少に歯止めがかかっていない。

東京の農業者が夢と希望を持ち、東京の貴重な農地を確実に継承されるために、都市農業振興基本法に記載があるよう、必要な法制上、財政上、税制上等の措置を早急に講じることを強く要望する。

Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

【重点要請事項】

1 中東情勢等による生産資材高騰・供給不安への対応

中東情勢の緊迫化により燃料や農業生産資材、出荷資材等のさらなる価格高騰や供給不安が生じている。国民の食料生産を担う農業者の営農を維持するため、生産出荷資材の高騰抑制対策を早急に実施すること。

2 都市農業の持続可能性を高めるための制度・税制の見直し

- (1) 農業用施設・設備およびその土地への相続税納税猶予の適用および拡充
- ① 都市農業において営農を継続・発展させるためには、農地のみならず、畜舎、防災兼用農業用井戸、農機倉庫、直売所、農家レストラン等の農業用施設や設備が一体不可分である。そのため、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。
 - ② 一般の個人事業主を対象とする「個人版事業承継税制」では、農業の事業承継を前提としておらず、農業経営の実態に即した制度ではないため、「農家版の個人版事業承継税制」を創設すること。

(2) 農地売買時にかかる譲渡所得税等の減免措置の拡充

- ① 都市部の農業者は、相続発生時に、相続税を納めるため農地を売却せざるを得ない状況があるが、農地を売却した際に譲渡所得税が課せられるためその分より多くの農地を売却せざるを得ない。
相続が発生し、農地を売却することで相続税納付を行う場合については、当該農地を売却した場合に課せられている譲渡所得税を免除すること。
- ② 相続税納付等のためにやむを得ず農地を売却する場合においても、令和9年分以降実施される「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し」の対象に含まれてしまう。相続税納付等のためにやむを得ず農地を売却する場合においては、適用除外措置を講じること。
- ③ 相続税を納めるため農地を売却せざるを得ない農地に限り、公有農地として保全できるよう新たな制度の創設など、将来に向けた農地保全への取り組みを実施すること。



Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

【基本要請事項】

1 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法の施行により、都市農地は都市にあるべきものと明確に位置付けられたものの、その減少に歯止めがかからない。これまでの都市農業振興施策の成果や課題を検証し、都市農業振興基本計画で示された「担い手の確保」及び「土地の確保」の2つの観点から新たな施策を構築すること。

2 都市農業の持続可能性を維持するための担い手への支援・農地保全への取り組み

（1）農業者の事業承継を円滑に行うための総合的な支援

都市に残された貴重な農地と緑を次世代に引き継いでいくためには、農業の担い手確保は必須である。そのためには、農業者の事業承継への意欲を高めるとともに、担い手の就農意欲が向上し農業経営が継続実施できるよう資金面・経営基盤面を含む総合的な支援を行うこと。

（2）新規就農者育成総合対策における都市農業の実態に即した要件緩和

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画の目標地図に位置づけが確実な農業者に限定せず、市街化区域内の農業者でも都道府県が認めた認定研修機関で2年以上研修し、営農を開始する農業者も含めること。

（3）都市農地の適正な保全と利活用に向けた取り組み

- ① 都市部の農業者は、相続発生時に、相続税を納めるため農地を売却せざるを得ない状況がある。多面的機能を有する農地を適正に保全・利活用していくためには、地方自治体による農地の買い取りは有効な手段の一つであることから、地方自治体に対する農地買取資金の財政的な支援を実施すること。
- ② 買い取り申出のあった生産緑地を、地方自治体または農業者が取得しようとしても実勢価格が高額で売買が成立せず、行為制限が解除されて宅地化が進んでいるため、購入する側の不動産取得税等の税負担の軽減を図ること。



Ⅲ．農政活動に関する事項（公助）

3 都市農業に係る制度・税制に関する事項の改善

（１）相続税納税猶予制度の恒久法化と終身営農要件の見直し

- ① 都市部の農業者が将来にわたり安心して計画的な営農投資や経営継承を行えるよう、相続税納税猶予制度の恒久法化をはかること。
- ② 終身営農義務を課す現行制度では、貸借による相続税納税猶予制度が継続する制度が整備されたとは言え、農地を継承する者にとっては先行きが不透明な中での判断は過酷である。そのため、将来への不安を感じることなく相続税納税猶予制度を選択できるよう一定の営農期間の経過により営農義務を免除する等の措置を講じること。

（２）建築基準法における用途地域内の建築制限の改善

生産緑地法により区市町村長の許可で設置可能とされている農産物集出荷場、加工施設、直売所について、建築基準法（第一種・第二種低層住居専用地域）の制限により建築できない不条理を解消し、建築基準法の許可対象とすること。

4 都市農業の多面的機能を発揮するための支援の拡充

（１）防災協力農地および農業施設・設備への財政支援

国は、「国土強靱化」の観点からも、災害時の避難場所や給水拠点等となる都市農地を、近隣住民の緊急避難場所として明確に位置づけること。その上で災害時に使用できる防災兼用井戸や一時的に雨風を凌げる農業用ハウス・農業用倉庫等に対して、機能発揮や維持管理の面から財政上・制度上の必要な支援を講じること。

（２）食育推進にかかる農業者・団体への支援

都市農業は、食や農に対する理解促進を深める上で極めて重要な役割を担っている。ＪＡ東京グループでは、都内農業者の協力のもと、小・中学校等での食育授業や学校給食への地場産食材の提供を積極的に実施している。しかし、協力する農業者にとっては営農活動の傍らでの対応となり負担が大きい。農業者やその団体が食農教育を継続的に実施できるよう必要な支援を行うこと。

5 有機フッ素化合物（PFAS）への対応

東京都の多摩地域で水道水に使われる井戸水から有機フッ素化合物「PFAS」が高濃度で検出されている。農業者自身の健康被害および農産物への風評被害について危惧していることから、国民の健康や農畜産物の安全性への影響など、随時、正確な情報提供を行うこと。

IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組1	有意義かつ大規模な講演会等を実施する	通常総会、専門部会、都青協リーダーセミナーでの講演会の実施
取組2	取組1の講演会等を多くの盟友に届ける	取組1の講演会等を動画等にて配信する
取組3	各地区青壮年組織の活動支援を行う	各種助成金の支払い、活動に資する情報を提供する
取組4	青壮年組織・盟友の取組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する	組織活動実績発表大会・JA青年の主張大会・PR動画コンテスト・看板コンクールの開催、各種会議での活動報告、ブロック会議および組織間交流会の開催支援、JA東京グループ合同交流会の実施
取組5	中央会と連携し未加入組織の加入を促進する	未加入組織との交流 未加入組織と近隣JA青壮年組織の交流創出 都青協活動へ参画しやすいようなエンターテインメント性のあるイベントの開催
取組6	他の農業団体や新規就農者、女性農業者との交流を強化する	JA東京女性組織協議会、F&Uセミナー受講生、農業会議ネオファーマーズ、農総研研修生等との意見交換会の実施
取組7	SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う	都青協Facebook等での情報発信、味わいフェスタ等のイベントと連動したInstagramの活用、東京GROWNとの連携
取組8	食支援活動（食を通じた応援活動）に取り組む	フードバンク、こども食堂等への農産物の提供 フードバンクの情報提供による各組織での取り組み支援
取組9	食農教育活動に取り組む	空白行政区での出前授業の実施 栄養士圃場見学会の実施
取組10	中央会と連携し、江戸東京野菜の普及に取り組む	江戸東京野菜普及推進委員会への意見具申、各種イベントへの江戸東京野菜の提供
取組11	中央会や東京都、青壮年関係組織が主催する都市農業PRイベント等に参加する	東京都農業祭、東京味わいフェスタ「東京やさい畑」等への参画

Ⅳ. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組12	労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する	各種会議体での情報共有
取組13	配偶者対策事業（婚活事業）を実施する	婚活イベントの実施
取組14	相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供	生産緑地貸借に関する盟友の事例等の共有
取組15	営農に関する情報をSNSや会議体を通して盟友に共有する	都青協Facebook等を利用した営農や助成金に関する情報等の発信、各種会議体での地上等を活用した情報共有
取組16	盟友の経営や取組事例等を共有する	WEB圃場見学会の実施、視察研修の実施
取組17	農作業事故等への備えに必要なＪＡ共済を含めた情報を共有する	各種会議体での情報共有
取組18	健康管理に資する情報を共有する	各種会議体での情報共有
取組19	農水省・東京都等の各種農業振興施策の情報を共有する	説明会の開催、施策活用事例紹介
取組20	都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む	東京都収入保険推進協議会への参加
取組21	東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む	東京都エコ農産物認証委員会への参加
取組22	各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る	中央会や全農東京、日本農業新聞、家の光協会、農林総合研究センター、AgVentureLab等関係団体との協業・意見交換会の実施

IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組23	国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する	一斉要請活動の実施、議員との意見交換会の実施
取組24	農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する	農水省や東京都、東京都農業会議等との意見交換会の実施
取組25	JA東京グループと連携した農政活動を展開する	ポリシーブック2025の作成、JA東京グループ農政対策委員会への参加
取組26	農政活動の実施後、盟友に報告を実施する	都青協各種会議体またはLINE等での報告を実施





「夢・NEXT10」

我々は、次代の都市農業の担い手として農業の魅力を伝えるために、青壮年部盟友一層の団結と連携のもと、農政活動・営農活動・組織活動を中心に、地域に根ざした実践的な活動を行っていく自主的な組織である。

また、農業経営、地域貢献活動を通じて積極的に交友を広げ、情熱と協同の精神をもって、都民へ豊かな食と環境を提供し、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化していき、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。

J A 都青協60周年を迎え、組織、そして一人一人が農業者として、地域社会の一員として一層の前進を図るために、次のことに取り組む。

1. 私たちは創造力を高め、経営感覚を磨き、価値ある職業として都市農業を一層発展させる。

常に創造力を発揮し個人を高め、経営感覚を磨き、都市農業の価値・魅力を都民の方々に発信し、都市農業の発展・確立に励み、都市農業の地位を一層高めていこう。

1. 私たちは都民との「信頼し合える関係づくり」を積極的に進める。

我々は、都民が都市農業に触れ合い、理解を深めてもらえるような取り組みを行ってきた。こうした取り組みをさらに進め、都民へ都市農業・農地の必要性を訴えていこう。

1. 私たちは青壮年部活動を通じ、広い視野を持ち、人間性を高める。

様々な人達との交流を通じて我々自身の可能性を広げ、幅広い知識の習得に努めよう。そして都市農業者として、また社会人として、さらに人間性を高めていこう。

1. 私たちは農業を通じ、地域社会に貢献する。

農地は防災、環境保全など地域に役立っている。その農地・農業の多面的機能を行政・地域住民に発信し、『農と住の共生』を目指し、地域に貢献していこう。

1. 私たちは協働の精神で、明るい未来を実現する。

我々の原点である協同組合の精神を基盤として組織の強化を図り、都市農業に対する様々な期待に応え、次世代にこの環境を伝えていこう。

「夢・NEXT10」は、J A 都青協の今後10年を目指した青壮年部活動の指針を定めようとの主旨で、J A 都青協40周年記念「J A 東京青年大会」(平成9年8月26日 日本青年館)及びJ A 都青協50年史発刊記念式典(平成20年2月22日 中野サンブラザ)で決議したものです。

J A 都青協60周年にあたり、これまでの活動成果を踏まえ、これからの10年間で目指していく活動指針としていままでの内容を改訂しこの「夢・NEXT10」を、J A 都青協60年誌発刊記念式典(平成30年2月21日 パレスホテル立川)で決議したものです。